

住まいの相談会を実施します

住まいの建替え等の各種相談にお応えする「住まいの相談会」を今年度も開設しています。建替えや、不動産の権利に関することなど、お気軽にお立ち寄りください。事前にお問い合わせ先にご連絡頂けると当日のご案内がスムーズになります。ご予約のない方はお待ち頂く場合がございますので、予めご了承願います。

日時

平成27年
① 8月21日(金)
午後7時～9時半
※受付は午後8時半まで
② 8月22日(土)
午前9時半～12時
※受付は午前11時まで

場所

アクト21
(東尾久 5-9-3)
第一会議室

☆開催時間の間、自由に入出りができます☆

様々なお悩みにお答えします！

- 建替え助成を使って建替えを考えたいんだけど、どのような助成制度があるの？
- 敷地の道路付けがなく建替えができない。住まいを改善したいんだけど・・・等々

日時	平成27年(予定)		平成28年(予定)	
		10月30・31日	1月15・16日	3月4・5日
場所	ムーブ町屋	アクト21	ムーブ町屋	

今回のミニ講座の内容

冒頭にミニ講座「これで解決!! 借地での建替え!!」(30分程度)を開催します。

質問

回答



所有しているアパートが老朽化し、周辺からのクレームもあり、除却したいと考えています。支援制度は活用できるでしょうか。

助成制度の変更により(※3頁参照)アパートも除却費用の対象となりました。是非ご活用ください。



病气持ちの母(要介護レベル5)と共に、家族4人で暮らしています。建物の老朽化が著しいため、心配しています。

まずは、耐震診断ををお勧めします。バリアフリー改修の助成制度もあるので、合わせてご検討ください。

地域イベント情報

日時	イベント内容	会場
8月2日(日)午後1時～	町屋1・2丁目仲町会 どじょう掴み大会	原稲荷神社境内(町屋 2-8)
8月23日(日)午前9時～	区民体育大会夏季大会水泳競技会	荒川総合スポーツセンター(南千住 6-45-5)
8月25日(火)	荒川ふれあい寄席	峡田ふれあい館(荒川 3-3-10)
8月29日(土), 30日(日)	諏方神社例大祭	諏方神社(西日暮里 3-4-8)
9月8日(火)	荒川ふれあい寄席	西尾久ふれあい館(西尾久 8-33-31)

【お問い合わせ】

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課(区役所北庁舎2階⑭窓口)

TEL 3802-3111 (内線 2828) 担当: 松田, 仲野

平成27年7月発行

No. 31



町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり まちやタイムズ

発行: 町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会
荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課
編集協力: (株)地域計画連合

平成27年度の取り組みについて



第一回防災まちづくり協議会

町屋二・三・四丁目地区では、「町屋二・三・四丁目防災まちづくり協議会」での検討を中心に、防災まちづくりの取り組みを進めていきます。

平成27年度の「第一回防災まちづくり協議会(5月25日実施)」において、今年度の取り組み内容について協議し、以下の取り組みを中心に活動することとなりました。協議会の活動に関する意見や希望がありましたら、ぜひお寄せください。

地区内における防災上の課題の検討

更なる防災まちづくりを推進するため、地区内の防災上の課題について検討を行います。

地域行事での事業の周知と啓発

町会役員会、地域の集会等において事業の紹介、推進を図ります。



共同化事例見学会の実施

昨年度に引き続き、建替えによる共同化の先進事例を見学します。共同化を検討されている方にも参加して頂きたいと考えています。

防災・減災まちづくりフォーラム

11月頃開催を予定(詳細は後日、ご案内いたします。)



第一回まちづくり協議会での皆様のご意見

1 協議会における意見交換の内容



主な意見交換の内容

空き家について

空き家は火災や防犯上の心配があるが、町会では所有者とかわりがないことが多い。区として空き家に対する取り組みを強化して欲しい。

区では、現在空き家の実態を把握するための調査を実施中であり、著しく危険な空き家に関しては、空き家対策特別措置法に基づき、より踏み込んだ対策を進めています。

老朽家屋について

老朽家屋の防災対策について、より取り組むべきではないか。

区では、各戸訪問により各種助成制度を周知して除却や建替えの支援に取り組むとともに、火災予防についても消防署等とも連携していきます。

避難道路について

幹線道路に面する街路の入り口付近について、建替えに合わせて壁面後退を促すなど、将来的な地域の防災性を高める取り組みがあるのではないかと。

2 協議会後のミニアンケートでの主なご意見

町屋二・三・四丁目地区のまちづくり・住環境の問題点

- ・より良い避難経路を早く実現したいです。
- ・道路が一定の方向に伸びていないがために、自分が地区内のどこに居るのが分かりづらいです。
- ・不燃化特区対策の取組みにより、防災力を更に強化して頂きたい。
- ・近所の道路がくねくね曲がっているので大変不便です。

課題

住んでいて良いと思う所

- ・下町人情が厚く、住みやすいところです。ご近所で仲良くしているので、何かあると助け合いがあります。
- ・下町の良さ、近所づきあいの良さ、道の狭さが良い。
- ・住宅街のため静かであること。
- ・交通が便利。
- ・下町コミュニケーションが良い。

良い点

今後取り上げたい事柄

- ・優先順位などを留意して活動計画を立てたい。
- ・震災時等において、消防活動が可能な主要道路の整備について。

検討事項

不燃化特区支援制度が使いやすくなりました！！

平成26年度に創設された「不燃化特区」の助成制度が改正され、助成の対象となる建物や対象者の枠が拡充され、新たな助成制度も創設されました。老朽建築物の除却や建て替えをお考えの皆さん、是非ご活用ください！

※支援期間：平成32年度まで



助成対象が広がりました！！
1 不燃化建築物への建替えに伴う費用を助成します

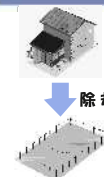
- 住宅以外も対象となります！
- 居住していない建物も対象となります！
- 建物所有者以外も助成対象となります！

- 助成内容
 - 除却費用は全額助成します。(上限金額:2万2千/m²、延べ面積:1,000m²まで)
 - 不燃化建築物の設計費及び工事監理費を一部助成します。

変更はありません
2 危険老朽木造住宅を区が寄付を受け除却します

- 助成要件
 - 築15年以上経過した木造の建築物を除却
 - 準耐火が耐火建築物への建替え

新しくできました！！
3 危険老朽建築物の除却費用を助成します



- 助成内容
 - 除却費用は全額助成します。(上限金額:2万2千/m²、延べ面積:1,000m²まで)

- 助成要件
 - 昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、区が危険と判定した建物

変更はありません
4 固定資産税・都市計画税の減免を受けられます



- 助成内容
 - 転居一時金(礼金(権利金)及び仲介手数料の実費)
 - 住居用家財移転費用(引越し代又はレンタカー代実費)
 - 家賃(契約家賃の3ヶ月分(高齢者世帯は6ヶ月))

新しくできました！！
5 危険老朽建築物の住み替え費用の一部を助成します

2、3の各事業との併用可

- 助成要件
 - ※お問い合わせ先にご連絡ください。

戸別訪問について

昨年度に引き続き、地区内のお宅を戸別に訪問し、各助成制度の説明や建替え意向、道路拡幅に関する問題点等の聞き取り調査を行います。

- 実施時期・時間帯
- ・実施時期は6月～9月を予定。
- ・平日、土日の午前～夕方、1件あたり10分程度です。

- 聞き取り内容
- ◆密集事業、不燃化特区制度について
 - ◆地域やお住まいの問題点など
 - ◆今後のまちづくりに必要なこと
 - ◆ご自身の土地や建物について
 - ◆建替え意向、共同建替え等について

平成27年8月より建築相談ステーションの営業時間が変わります！

建築相談ステーション(荒川二丁目25番3号)では、①住まいの相談、②密集事業に係る区での取り組みの情報提供等を行っています。8月以降の営業時間は以下の通りです。お気軽にお立ち寄りください。

営業時間：毎週水曜日(午後1時～午後7時)、毎週木曜日(午後1時～午後5時)